資料②

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会
傍　聴　要　領　（案）

1　傍聴する場合の手続き

（1）　会議の傍聴を希望する方（以下「傍聴人」という。）は、開会までに傍聴受付簿に住所、氏名を記入し、委員会の委員長の許可を得た上で、事務局職員の指示に従って会場に入室してください。

（2）　傍聴の受付は、開会の15分前から開始します。なお、傍聴の許可は先着順に行うものとし、受付開始時点において定員~~（5名）~~を超えている場合は抽選となります。

（3）　傍聴人の定員は、会議室の広さ等を勘案して、委員長が事前に定めるものとします。

2　会議の秩序の維持

（1）　傍聴人は、会議傍聴に当たっては、事務局職員の指示に従ってください。

（2）　傍聴人が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

（1）　静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

（2）　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

（3）　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

（4）　携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

（5）　写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ委員会の委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

（6）　飲食又は喫煙をしないこと。

（7）　その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。